

給 水 装 置 工 事 申 込 書

受付番号 年 号

設 置 場 所			
使 用 者	フリガナ		
	氏 名		
<p style="text-align: center;">新 設 増 設 改 造 移 設 修 繕 撤 去</p> <p>上記のとおり給水装置φ の 工事をしたので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第5条の規定により申込みをします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>広島県水道広域連合企業団 江田島事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 申込者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">申込者欄は必ず自署してください。</p>			
上記の工事施行に関し利害関係者の同意書 葉を添付します。			

給水装置設計審査申請書

広島県水道広域連合企業団 江田島事務所長 様			整理No.																																												
設置場所 (使用者)		工事種別 新設・増設・改造・移設・修繕・撤去																																													
別紙設計書のとおり給水装置工事を施行したいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第7条の規定により、設計書を審査の上、許可されるよう申請します。 令和 年 月 日 住所 申請者 氏名 ⑩		口径 mm	用途																																												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">工事施行者 住所 氏名 ⑩</td> <td style="width: 25%;">審査年月日 令和 年 月 日</td> <td rowspan="2" style="width: 25%;">決裁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しゅん工予定年月日 令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給水装置工事主任技術者</td> <td rowspan="2">合議</td> </tr> <tr> <td colspan="2">負担金 第 条第 項 号 分岐・開発・特別開発・工事 ¥</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">口径別</td> <td style="width: 15%;">新設分担金</td> <td colspan="2" rowspan="6" style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">検査手数料</th> </tr> <tr> <th>新設・移設</th> <th>増設・改造</th> </tr> <tr> <td>13・20</td> <td>88,000</td> <td>8,200</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>385,000</td> <td>10,700</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>1,265,000</td> <td>16,800</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>2,277,000</td> <td>20,100</td> <td>17,300</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>6,600,000</td> <td>25,300</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>設計審査手数料 2,800 (下水道) ※口径改造及び分岐替について手数料等は新設扱いとし、分岐工事立会費が必要。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">摘要</td> <td style="width: 25%;"> 収納額 ¥ 令和 年 月 日 </td> <td style="width: 25%;"> 収納済印 No. </td> </tr> </table>		工事施行者 住所 氏名 ⑩	審査年月日 令和 年 月 日	決裁		しゅん工予定年月日 令和 年 月 日	給水装置工事主任技術者		合議	負担金 第 条第 項 号 分岐・開発・特別開発・工事 ¥		口径別	新設分担金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">検査手数料</th> </tr> <tr> <th>新設・移設</th> <th>増設・改造</th> </tr> <tr> <td>13・20</td> <td>88,000</td> <td>8,200</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>385,000</td> <td>10,700</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>1,265,000</td> <td>16,800</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>2,277,000</td> <td>20,100</td> <td>17,300</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>6,600,000</td> <td>25,300</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>設計審査手数料 2,800 (下水道) ※口径改造及び分岐替について手数料等は新設扱いとし、分岐工事立会費が必要。</p>		検査手数料		新設・移設	増設・改造	13・20	88,000	8,200	5,400	25	385,000	10,700	7,900	40	1,265,000	16,800	14,000	50	2,277,000	20,100	17,300	75	6,600,000	25,300	22,500		以上			摘要	
工事施行者 住所 氏名 ⑩	審査年月日 令和 年 月 日	決裁																																													
	しゅん工予定年月日 令和 年 月 日																																														
給水装置工事主任技術者		合議																																													
負担金 第 条第 項 号 分岐・開発・特別開発・工事 ¥																																															
口径別	新設分担金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">検査手数料</th> </tr> <tr> <th>新設・移設</th> <th>増設・改造</th> </tr> <tr> <td>13・20</td> <td>88,000</td> <td>8,200</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>385,000</td> <td>10,700</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>1,265,000</td> <td>16,800</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>2,277,000</td> <td>20,100</td> <td>17,300</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>6,600,000</td> <td>25,300</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>設計審査手数料 2,800 (下水道) ※口径改造及び分岐替について手数料等は新設扱いとし、分岐工事立会費が必要。</p>		検査手数料		新設・移設	増設・改造	13・20	88,000	8,200	5,400	25	385,000	10,700	7,900			40	1,265,000	16,800	14,000	50	2,277,000	20,100	17,300	75	6,600,000	25,300	22,500		以上																
検査手数料																																															
新設・移設	増設・改造																																														
13・20	88,000			8,200	5,400																																										
25	385,000			10,700	7,900																																										
40	1,265,000			16,800	14,000																																										
50	2,277,000	20,100	17,300																																												
75	6,600,000	25,300	22,500																																												
	以上																																														
摘要		収納額 ¥ 令和 年 月 日	収納済印 No.																																												

しゅん工届書

広島県水道広域連合企業団 江田島事務所長 様

整理No.

1 工事種類	新設・増設・改造・移設・修繕・撤去・先行分岐		
2 工事場所 (使用者)		
3 分岐工事年月日	令和	年	月 日 時 分
4 分岐口径	mm	×	mm 断水・不断水
5 現場責任者	TEL		
上記工事がしゅん工しましたので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第7条の規定により、お届けします。 令和 年 月 日 住所 申込者 氏名 TEL			決 裁 合 議
工事施行者	器種	用途	
住所	口径	mm	
氏名	番号	号	
	指示数	m ³	
給水装置工事主任技術者	有効年月	令和	年 月
検査年月日	立会者		
令和 年 月 日	検査者		
通水届で給水している場合	通水年月日	令和	年 月 日
	精算年月日	令和	年 月 日 印
摘要	データ入力		
	下水道課		

通 水 届

広島県水道広域連合企業団 江田島事務所長 様

整理No.

1	工 事 種 類	新 設 ・ 移 設	
2	工 事 場 所		
	(使用者	TEL)
3	分 岐 工 事 年 月 日	令和 年 月 日 時 分	
4	分 岐 口 径	mm × mm	断水 ・ 不断水
5	現 場 責 任 者	TEL	
6	しゅん工予定年月日	令和 年 月 日	
上記工事のしゅん工届を提出するまでの間における水道使用料については、 臨時給水料金の取扱いになることに異議ありません。 令和 年 月 日 住 所 届出者 氏 名 (印)			決 裁
			合 議
工事施行者	器 種		
住所	口 径	mm	
氏名 (印)	番 号	号	
	指 示 数	m ³	
給水装置工事主任技術者	有効年月	令和 年 月	
通 水 年 月 日	立会者		
令和 年 月 日		(印)	
臨時使用自	令和 年 月 日	精 算	料金担当
予定期間至	令和 年 月 日		
前納額 円			
基本料金 (筒月分)			下水道課
超過料金			
メータ使用料 (筒月分)			

水道臨時使用申請書
(臨時給水栓設置申請書)

広島県水道広域連合企業団 江田島事務所長 様

整理No.

設置場所	使用期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
使用目的	位置図及び県・市道道路占用断面図 別紙図面のとおり	
上記のとおり臨時に使用したいので、許可されるよう広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程第32条の規定により申請します。 令和 年 月 日 住所 使用者 氏名 ㊟		決 裁
工事施行者 住所 氏名 ㊟		合 議
給水装置工事主任技術者	メーター口径番号mm.....号 設置年月日 令和 年 月 日 設置時の指示数 m ³	
摘要	収納内訳 分岐・開発負担金 (夜間割増) 基本料金 (筒月) 超過料金 メーター使用料 (筒月) 施設保証金	審 査
使用を止めた日及び指示数 令和 年 月 日 (m ³)	施設保証金	料 金 担 当
精 算	収納額	

注 使用期間は1年を超えることはできない。

給水管先行分岐工事申込書
(給水管先行分岐工事設計審査申請書)

広島県水道広域連合企業団 江田島事務所長 様		整理No.
設置場所 設置しようとする場所の土地所有者	給水申込予定年月日 令和 年 月 日 分岐有効期限 令和 年 月 日	
分岐工事年月日 令和 年 月 日 分岐口径 mm × mm 予定用途	位置図及び県・市道道路占用断面図 別紙図面のとおり	
上記のとおり給水管先行分岐工事を施行したいので、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例第5条の規定により申込みをします。 令和 年 月 日 住所 申込者 氏名 ㊟		決 裁 合 議
工事施行者 住所 氏名 ㊟	検査年月日 令和 年 月 日 立会者 ㊟ 検査者 ㊟	
給水装置工事主任技術者	分岐・開発負担金 (夜間割増) 配管管理費 収納額 ￥	
摘 要		

注 1 上記先行分岐の有効期間は通水可能時点より通常3年間とする。
 2 本申込書は、給水装置工事申込み前に配水管布設工事等と並行して給水管分岐工事をする場合にのみ使用する。

(工事施工者提出用)

検 査 表

検査場所 町 地区 (使用者)	申込者 住所 氏名		
工事種別又は工事名 新設・増設・改造・移設・修繕・撤去 工事名	工事施行者		
工事しゅん工年月日	令和 年 月 日		
検査項目	判定		摘要
1 図面との照合	良	可	否
2 管の延長埋設深度及び状態			
3 路面復旧の状態			
4 器具等の取り付け状態			
5 管の防護措置			
6 逆流防止等の措置			
7 水圧(給水装置については1.75MPa)	MPa		
8 流量, 水圧及び残塩(給水栓1栓)	ℓ/min	MPa	mg/ℓ
9 量水器の設置状態			
10 ボックス等の設置状態			
11 親子メータの有無	有	無	
12 使用材の点検			
13 附帯施設の設置状態			
14 他の水源の有無	有	無	
15 下水道接続の有無	有	無	
16 総合判断			
検査年月日	令和 年 月 日		
主任技術者	印	申込者	印
摘要 申込(使用者) 氏名 住所 連絡先 () - 緊急連絡先 () - 水道料金支払い方法 口座振替・納付制 いずれかに○印			